



2009 年

新年のご挨拶



< 今年の抱負 >

1. 糖尿病の克服：健康診断で二年続けて指摘され、現在2ヵ月ごとの診察中である。食事と運動に留意する。混乱期には健康が一番必要。
2. 完読：情報誌や本を購入するも、積んどく状態が多し、完全な読了を目指す。情報の収集は仕事の命。
3. 日本百名山：残り40近くになり足踏み状態、1年に5山以上登らないと間に合わない。新納 賢二

一年があっという間に過ぎ、年々その早さが増して行きます。少し認知症の義母が自分の年齢を教えられ「いつも間に」と信じられない様子です。私自身も時の流れの早さに義母と同じ気持ちで、ボヤボヤしてられない思いがします。『しんどくてもやるべき事はすぐに実行する。やりたい事は我慢しないで好きにする』と言うのが今年の抱負です。後の部分だけの結果とならない事を祈りつつ……。 新納 京子

明けましておめでとうございます。

私の今年の抱負はズバリ7kg減量です。といってもボクシングを始めるわけではありません(笑)。不摂生な生活がたり、ここ2年で6kgぐらい増加し70kgを突破してしまいました。三十路にも近づいているのでこの辺りでなんとか歯止めを……。何かよいダイエット方法があれば教えてください。

今年も公私ともに充実させ、皆様と共に良き一年になるよう全力で頑張ります！ 鈴木 秀敏



【2009年度 新年の抱負】

あけましておめでとうございます。

楽へ楽へと流れてしまう自分が信用できないので、今年は明確な目標を持って邁進していきます。

軽い気持ちで初めた任天堂DSの英語と漢字のゲームから何故か2月と3月に漢字検定とTOEICを申し込んでしまいました。ファイナンシャルプランナーの受験資格が得られそうなので9月に受けてみようかと思っています。健康のためのジムのはずが、困ったことに膝を痛めてしまいました。膝の為にも水泳を取り入れなくては。何よりも、お客様のお役に立てる会計人としての成長！！ 越智 崇実史

あけましておめでとうございます 昨年の年末は主人と「B級グルメを楽しもう！」という目標を立てて、博多に旅行に行きました。評判のラーメン屋さんに食べに行ったりと(寒空の下、なんと1時間半も並びました！)なかなか楽しかったです。ただし、ラーメン屋さん以外は持って行ったガイドブックが古くて(2001年度版！)お店が潰れていたりして「古い情報誌は全く役に立たない」ことを悟りました。物持ちの良さには自信があったのですが、何でも置いておけばいいという訳ではないのですね(笑)！ そう考えると、年末の大掃除などは、年に一度「本当にこれは必要なものか？」と考えて、身の回りのものを取捨選択するいい機会かもしれません。2009年も頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。 田尻 祥子

明けましておめでとうございます。

最近何年我が家では新年のカウントダウンを数えることを楽しんでいます。実は全員揃えずに携帯電話しながら新年を迎えることになっています。全員揃って年越しそばを食べる日も1日前倒しの慣例となっています。これからは家族が揃って過ごす時間を充実したいことと、子どもが年々大きくなって来てコミュニケーションをもっと工夫しないと、意志疎通が難しくなります。

実現できるよう、皆様と共に佳年である様に頑張ります。どうぞよろしく願いいたします。 武宮 理恵

あけましておめでとうございます。

今年はずいぶん結婚します！！14年間もの気ままだけど寂しい一人暮らしから二人暮らしになることに安堵と期待を膨らませ準備をしています。心身ともに穏やかにすごし、楽しい思い出がいっぱいな一年にしたいです。今年もよろしく願いいたします。

旅行(北海道、沖縄、九州、海外どこか遠くへ)
切羽詰るまでやらない性質の改善
初心忘れずに 道満 聡子

PROGRESS プロGRESS

第33号

新納会計事務所・(株)新納経営

〒604 0031 京都市中京区新町通二条下ル頭町16-1

TEL: 075(231)0335 FAX: 075(231)0473

http://www.shinnou.net/

平成21年1月13日発行

e-mail: smc-keiei@tkcnf.or.jp

PROGRESS(プログレス)とは「進歩」の意。皆様と共に進歩して行きたいという願いを込め発行します。

ピンチをチャンスに

所長 新納 賢二

明けましておめでとうございます。輝かしき新年を御迎えのことと存じます。

今、日本は百年に一度の経済危機の中にいます。新聞やテレビでは、日本を代表する大企業の業績が悪化の一途をたどり、赤字転落を伝えています。特に輸出依存の企業は、円高により一層苦境に立っています。

しかし国内市場を相手にしている中小企業は、これから大変な状況になると思われま

す。こんな時こそ叡智を絞って立向かっていかねばなりません。

人間は無限の能力を持っています。しかしそれは「誰かが何とかしてくれるだろう」と他を頼っている人間には決して出てこない。やはり自分の頭で考え、自分の足で立とうとする時、初めて湧き出してくるのでしょう。

生きている喜びもそこから生まれてきます。

ピンチの時こそ自分を変えるチャンスです。仕事に全力を挙げ、仕事を極めよう。



仕事を極める七か条

1. 笑顔を忘れず、いつも前向きに行動をしよう。
2. お客様の立場に立ち、満足と感動を与えよう。
3. 逆境に負けず、常にチャレンジしよう。
4. 謙虚さと思いやりを持とう。
5. 原因があるから結果がある、本質を見極めよう。
6. スピードアップを心がけ、積極的に攻めよう。
7. 「儲かる方」ではなく「正しい方」を選ぼう。



目次：1ページ：所長挨拶「ピンチをチャンスに」 3ページ：緊急時の借入対策
2ページ：2009年 税制改正速報！ 4ページ：新年のご挨拶

2009年 税制改正速報！

平成21年度税制改正の大綱が昨年12月に公表されました。お客様に影響のありそうな改正項目についてのみ以下の4点に絞って取り上げます。

なお、これから国会で審議し修正されるものであることをご留意ください。

『中小企業対策』

・「軽減税率の引き下げ」

所得の金額のうち800万円以下の金額にかかる税率 22% 18%
(21年4月1日～23年3月31日に終了する事業年度)

・「欠損金の繰戻還付」

これは、前事業年度「黒字」で法人税を納めている法人が、今事業年度「赤字」になり欠損金が生じた場合、この欠損金を使って、前期納付した法人税のうち、納めすぎた部分に関して還付請求できるものです。

前事業年度[黒字]	法人税納付
今事業年度[赤字]	欠損金発生 欠損金に対応する法人税の内、前期納付分を上限に還付

(21年2月1日以後に終了する事業年度)

『事業承継の円滑化』

・「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度等の創設」

経営承継相続人が、非上場会社を経営していくために取得した株式等について株式に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予

(株式総数の2/3に達するまでの部分に限る)

詳しい図解は第32号(10月発行)のプログレスに掲載。

・「取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度等の創設」

後継者が、贈与により非上場会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合

その贈与税の納税が猶予	贈与者の死亡時に相続財産として課税。 (ただし、贈与時の時価により計算)
-------------	-----------------------------------------

『住宅・土地税制』

・「住宅ローン減税」

平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合

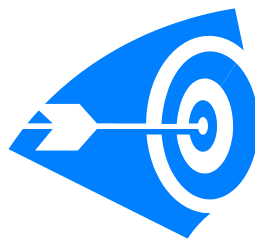
[一般住宅]最高500万円 [長期優良住宅]最高600万円(控除期間10年での合計額)
所得税の税額控除が受けられ、控除しきれない分は住民税で差し引かれます。

・長期優良住宅を新築した場合、標準的な性能強化費用相当額の10%を税額控除

・省エネルギー、バリアフリーの改修工事についてかかった費用と、標準的な工事費用のうち、少ない方の金額の10%を税額控除

『金融・証券税制』

・「上場株式等の配当所得及び譲渡所得等」に係る税率が10%(所得税7%、住民税3%)
のままで、23年12月31日まで継続されます。



緊急時の借入対策

金融危機と急激な景気後退で、業績低迷や資金繰りの悪化が懸念されます。連鎖倒産や黒字倒産など、いざという時に運転資金を確保する方法や備えを確認しておきましょう。

・金融機関からの通常借入れ

後述の対策は最後の手段とし、まずは金融機関から通常の融資を受けることをおすすめします。そのためには売上の減少を織り込みつつコスト削減をしっかりと綿密な事業計画・資金繰り計画をたて、必要な借入額を見積もる必要があります。経営者ご本人様がその業績と計画を把握し、説明が出来ることも大事です。

金融機関がチェックするポイント

経常収支の安定

既存借入金の返済に支障がない

手元資金に余裕がある

・制度融資等

通常の借入れでは十分な資金を確保できない場合には政府からも、緊急融資保証の導入、政府系金融機関の融資拡大、融資貸出条件緩和の円滑化などの対策で中小企業の資金繰りを支援しています。

(1) 原材料価格高騰対応等緊急保証制度・・・(金融機関及び信用保証協会)

売上減少や仕入価格高騰を転嫁できない中小企業を対象に、民間金融機関からの融資に対して2億8000万(うち無担保8000万円)まで、信用保証協会が100%保障するという制度です。
申込期限は2010年3月31日です。

(2) セーフティネット貸付の拡充・・・(日本政策金融公庫)

セーフティネット貸付の拡充(返済期間の延長、要件緩和、融資額拡充等)を実施しています。中小企業の実業種において4億8000万円(小規模企業は4800万円)まで利用できます。

(3) 予約保証制度の創設・・・(金融機関及び信用保証協会)

不測の事態の資金手当のため、予め将来の保証付き融資の予約ができる制度です。予約保証枠の限度額は2000万円です。予約保証の契約は無料ですが、実際に融資を受けた場合には通常の料率に一定の保証料が上乗せされます。

(4) 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)・・・(中小企業基盤整備機構)

毎月一定の掛金を積立て、万一、取引先の倒産により売掛金債権等について回収が困難になった場合に、掛金総額の10倍の範囲で回収困難な売掛金債権等の額以内の貸付を受けることができます。

(5) 契約者貸付制度の利用・・・(契約している保険会社)

解約返戻金のある生命保険や小規模企業共済等の積立型の損害保険の契約者である場合は契約者貸付制度を利用できます。また貸付だけでなく、保障額の減額や契約の解約をすることにより解約返戻金の受取や保険料負担そのものをなくすことも考えられます。不要なものを見直すことも大事です。

～ ご不明な点がございましたら、当事務所までご連絡ください ～

